

埼玉県警察本部訓令第13号

埼玉県警察職員身分証明書取扱規程を次のように定める。

昭和59年 5 月 8 日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察職員身分証明書取扱規程

(概要)

本訓令は、埼玉県警察職員の身分証明書の貸与及び取扱いに関し、

- 適正な取扱いに関する事項
- 書き換え等の手続き

等について定めている。